

## 豪雪地帯対策基本計画について

### 《豪雪地帯対策基本計画の決定（変更）》

- 豪雪地帯対策特別措置法第三条の規定に基づき、豪雪地帯における雪害の防除その他積雪によって劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となるべき計画として、主務大臣（国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣）が決定（変更）する。
- 主務大臣は、関係行政機関の長に協議し、関係道府県知事及び国土審議会の意見を聴いて、閣議を経て決定（変更）する。

### 《豪雪地帯対策基本計画（第5次）の概要》

#### ○基本計画の性格

本計画は、豪雪地帯における雪害の防除、産業の振興、生活環境の整備・改善等に関する恒久的な諸対策の基本となるべきものである。したがって、本計画は、豪雪地帯における治山、治水、交通、通信、農林業等の産業の振興、生活環境等に関する長期計画に反映され、その他のあらゆる施策を行うに当たって尊重されなければならない。

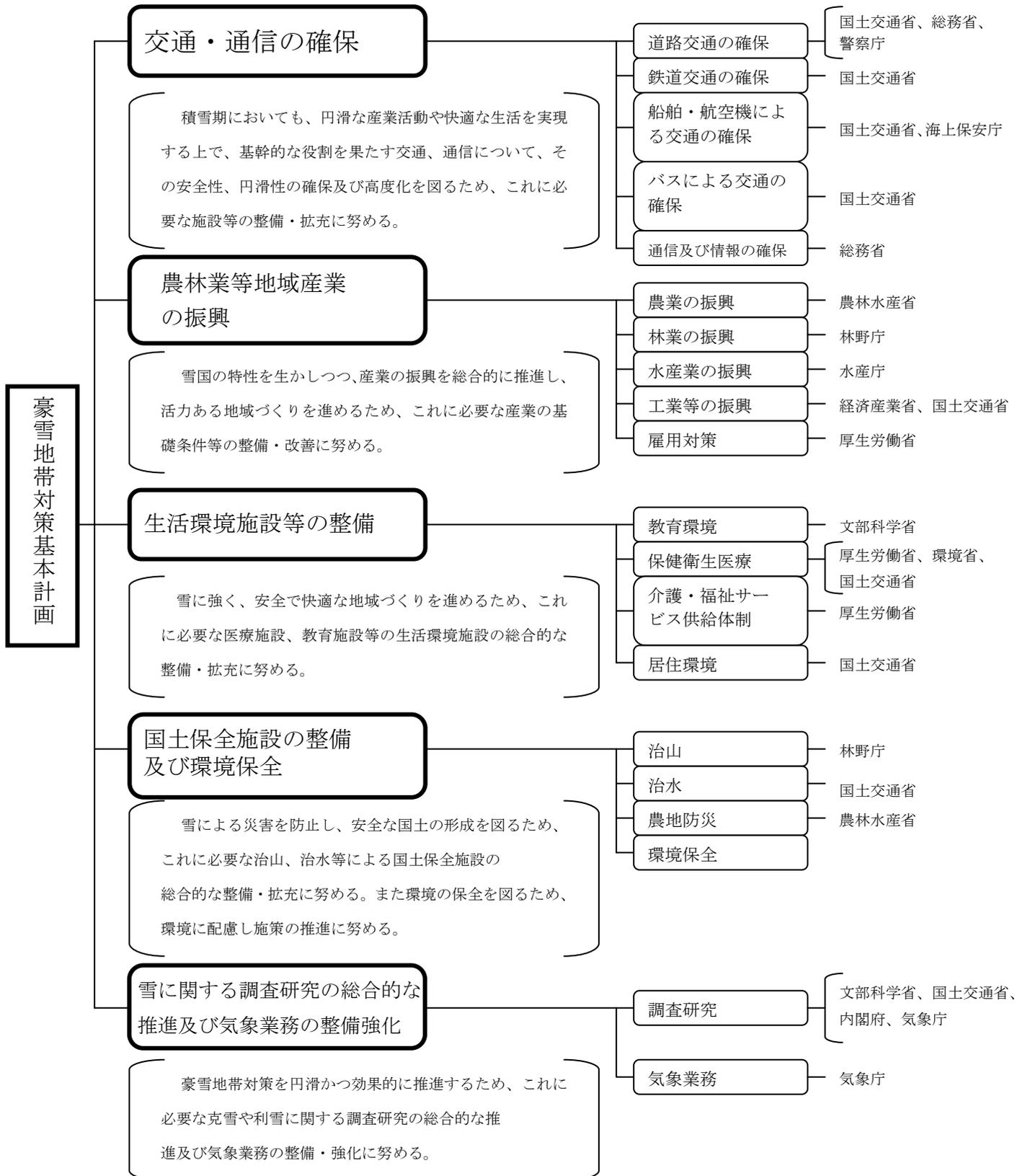
#### ○基本計画の重点

本計画は、次の諸点に重点を置いて推進を図る。

- ①積雪期においても、円滑な産業活動や快適な生活を実現する上で、基幹的な役割を果たす交通、通信について、その安全性、円滑性の確保及び高度化を図るため、これに必要な施設等の整備・拡充に努める。
- ②雪国の特性を生かしつつ、産業の振興を総合的に推進し、活力ある地域づくりを進めるため、これに必要な産業の基礎条件等の整備・改善に努める。
- ③雪に強く、安全で快適な地域づくりを進めるため、これに必要な医療施設、教育施設等の生活環境施設の総合的な整備・拡充に努める。
- ④雪による災害を防止し、安全な国土の形成を図るため、これに必要な治山、治水等による国土保全施設の総合的な整備・拡充に努める。また、環境の保全を図るため、環境に配慮した施策の推進に努める。
- ⑤豪雪地帯対策を円滑かつ効果的に推進するため、これに必要な克雪や利雪に関する調査研究の総合的な推進及び気象業務の整備・強化に努める。

# 豪雪地帯対策基本計画に基づく事業の実施

豪雪地帯対策は、豪雪地帯対策基本計画（平成18年11月27日総務省・農林水産省・国土交通省告示第36号）に基づき、関係各省及び地方公共団体等で実施されている。



(注) ( ) 内は豪雪地帯対策基本計画の中の「基本計画の重点」の抜粋である。

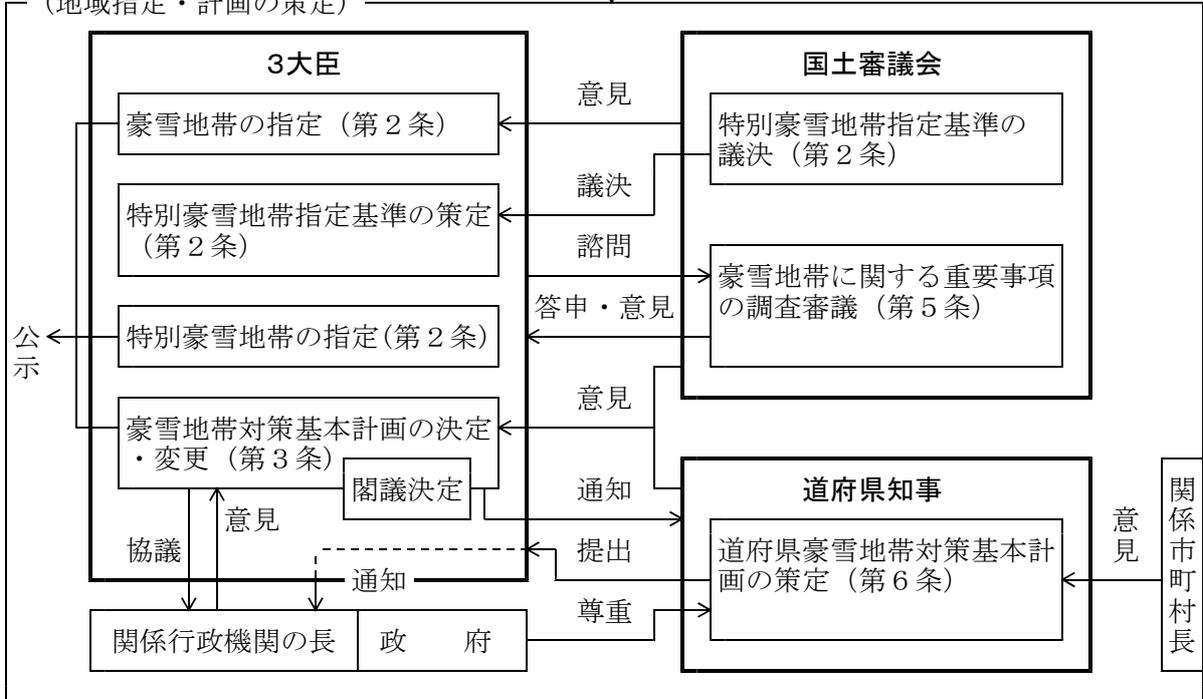
# 豪雪地帯対策特別措置法の仕組み

## (目的)

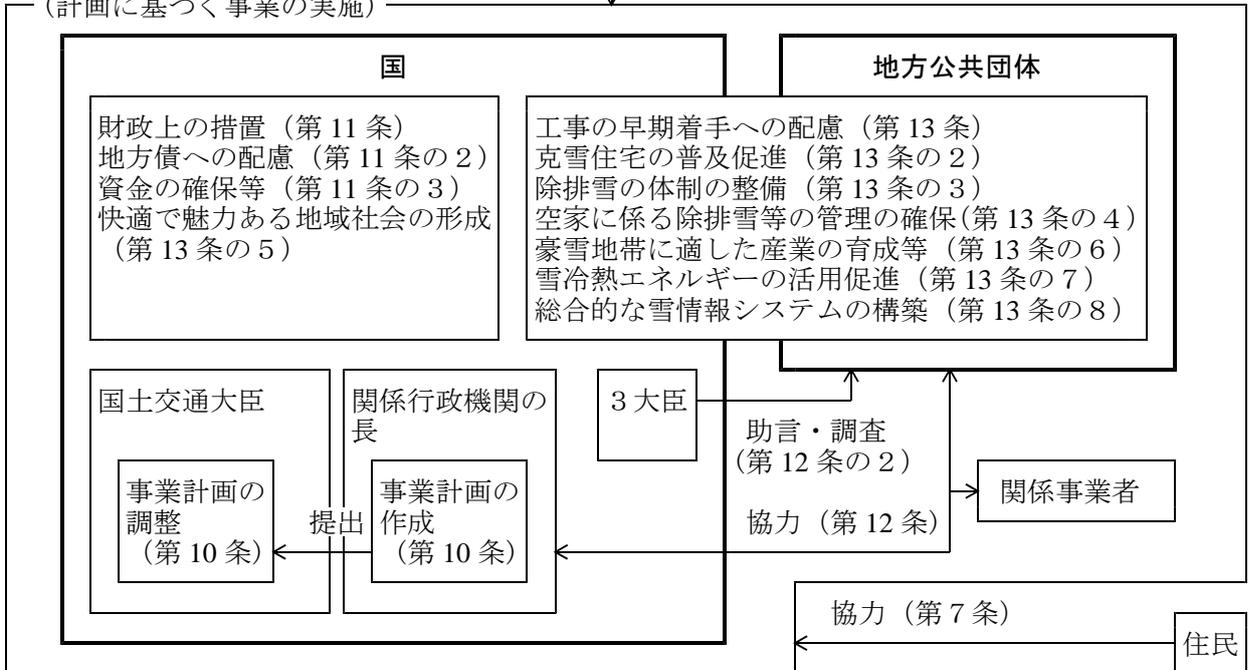
積雪の度が特にはなはだしいため、産業の発展が停滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与すること（第1条）

※ 3大臣は国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣を指す

## (地域指定・計画の策定)



## (計画に基づく事業の実施)



## (特別豪雪地帯に対する特例規定)

国土交通大臣が指定する基幹的市町村道の道府県代行制度（第14条）  
 公立小・中学校等の分校の校舎等の負担割合等のかさ上げ（第15条）